

2010年1月13日

各位

アリアンツ生命保険株式会社

新商品の一時払変額終身保険を 野村証券で販売開始

アリアンツ生命保険株式会社(代表取締役社長:三宅伊智朗)は、2010年1月18日より、新商品の一時払変額終身保険(死亡保障ステップアップ型)の販売を、野村証券株式会社(執行役社長兼 CEO:渡部賢一)で開始します。本商品は、野村証券が初めての取扱いとなります。

一時払変額終身保険(死亡保障ステップアップ型)

販売開始日	販売名称	取扱金融機関
2010年1月18日	アリアンツ投資型終身保険	野村証券株式会社

「アリアンツ投資型終身保険」は、お客さまの大切な「のこす」資産を、「減らさず」「育てる」安心のしくみをご提供する一時払変額終身保険です。

本商品の主な特徴は、以下のとおりです。

- **一生涯の死亡保障は基本保険金額が最低保証されます**
死亡保険金は、運用実績にかかわらず基本保険金額(一時払保険料)が最低保証され、万一の場合にご家族にお支払いします。
※解約返戻金には基本保険金額の最低保証はありません。
- **死亡保険金の最低保証額は運用実績に応じてステップアップします**
死亡保険金の最低保証額(ステップアップ保証額)は、90歳まで運用実績に応じて基本保険金額の150%まで5%刻みで上がり、以後下がることはありません。
※解約返戻金には基本保険金額、ステップアップ保証額の最低保証はありません。
- **特別勘定での運用にも安心のしくみがあります**
市場環境に対応した運用により資産の安定成長を目指します。

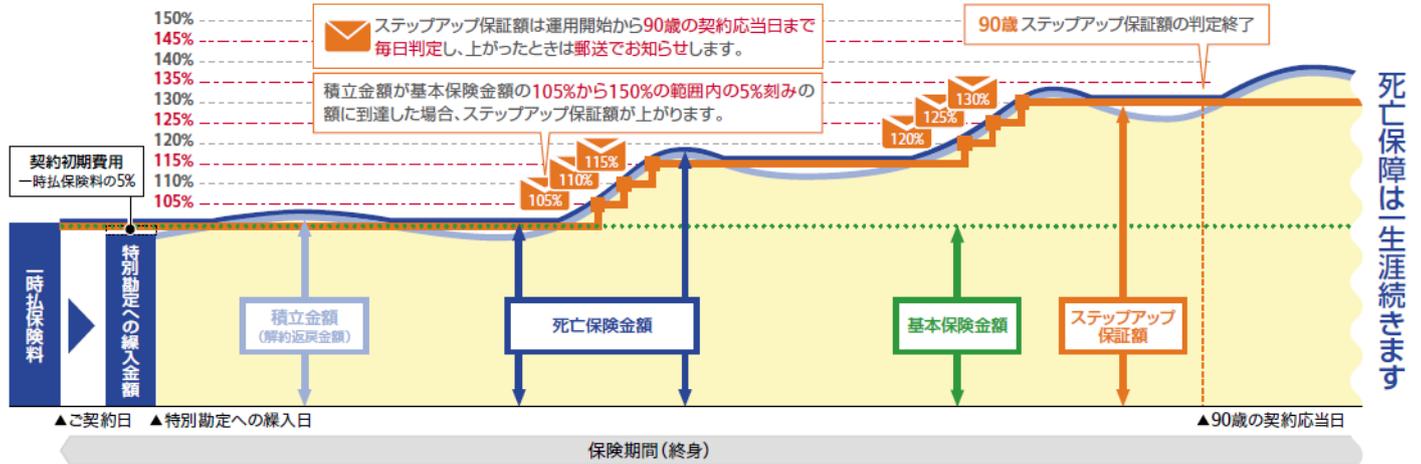
アリアンツ生命保険では、「資産をふやす」・「資産をつかう」・「資産をのこす」といった、資産形成についてのお客さまのあらゆるニーズを満たす多様な保険商品の開発に取組み、商品ラインアップの拡充を進めていく予定です。

以上

<本件に関するお問合せ先>
アリアンツ生命保険株式会社 広報担当
Tel 03-4588-1505 Fax 03-4588-1511

アリアンツ投資型終身保険

特徴としくみ



※特別勘定への繰入日はつぎのいずれか遅い日となります。

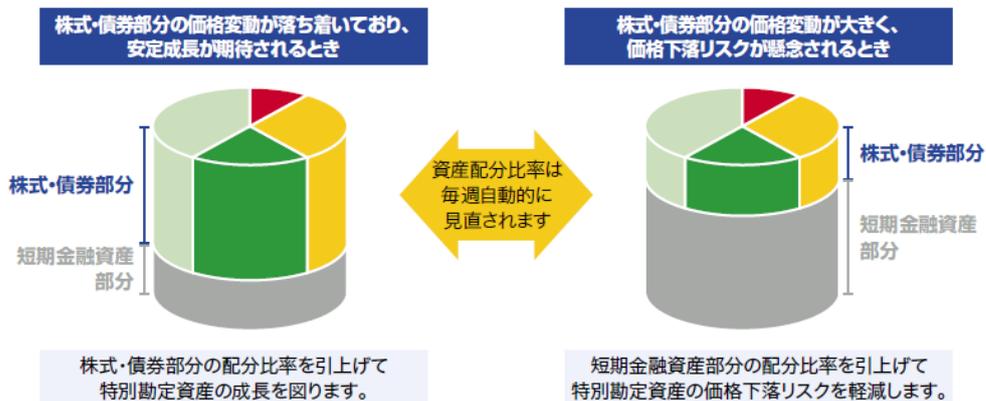
- (1) アリアンツ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日の翌日
- (2) ご契約日からその日を含めて8日目(その日が営業日でないときは翌営業日)の翌日

※図はイメージであり、ご契約の一部解約などがなかった場合のものであります。また、将来の積立金額、死亡保険金額などを保証するものではありません。

- 本商品は、特別勘定の運用実績にもとづいて、死亡保険金額、解約返戻金額などが変動する保険料一時払の終身保険です。
- 被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。死亡保険金額は、被保険者が亡くなられた日の積立金額、基本保険金額、ステップアップ保証額のいずれか大きい額となります。
- 特別勘定の積立金額は、運用実績により日々変動しますが、死亡保険金額は、運用実績に応じて上がるステップアップ保証額が最低保証されます。
- ステップアップ保証額は、ご契約時は基本保険金額と同額ですが、以後、積立金額が基本保険金額の105%から150%の範囲内の5%刻みの額に到達した場合、その到達した5%刻みの額と前日のステップアップ保証額を比較し、いずれか大きい額が新たなステップアップ保証額となります。したがって、一度上がったステップアップ保証額は、以後下がることはありません。
- ステップアップ保証額は被保険者が90歳でむかえる契約応当日まで毎日判定します。

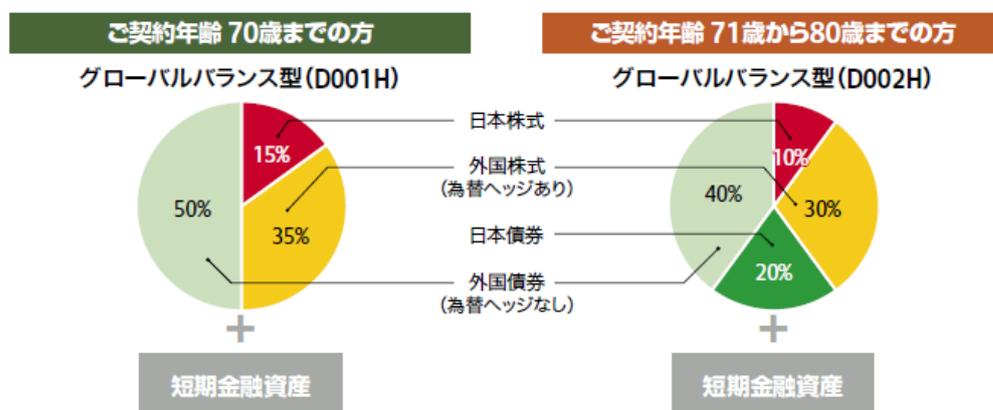
特別勘定

- 積立金を運用する特別勘定は、株式・債券部分と短期金融資産部分で構成され、これら2つの配分比率は毎週自動的に見直されます。



※図はご契約年齢が71歳から80歳までとなるご契約の場合の特別勘定「グローバルバランス型(D002H)」のイメージです。

- 特別勘定は、ご契約年齢（被保険者のご契約日における満年齢）により異なります。



ご契約のお取扱い

- アリアンツ投資型終身保険

契約年齢 (被保険者の年齢)	0歳～80歳(ご契約日における満年齢)
一時払保険料 (基本保険金額)	500万円～5億円(1万円単位) ※ 被保険者単位で通算します。同一被保険者で、アリアンツ生命保険の定める保険契約(変額終身保険、変額年金保険)を複数ご契約の場合、それぞれの基本保険金額を通算して5億円をこえることはできません。
保険料払込方法	一時払のみ
保険期間	終身
付加できる特約	遺族年金支払特約、年金支払移行特約
増額	お取扱いしません。
クーリング・オフ	お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて8日以内(消印有効)であれば、アリアンツ生命保険あての書面での郵便によるお申出によりお申込みの撤回またはご契約の解除ができます(募集代理店では受付できません)。
死亡保険金受取人	被保険者との続柄が3親等以内の親族から指定できます。

この商品のご検討にあたっての留意事項

投資リスクについて

- この商品は、国内外の株式および債券などで運用しており、運用実績が積立金額、死亡保険金額、解約返戻金額などの増減につながります。投資の対象となる株式や債券の価格の下落、為替の変動などにより、解約返戻金額などのお受取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

諸費用について

- この商品にかかる費用は、保険期間中は「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」の合計額となります。また、特約による年金のお支払いを行う場合には「年金管理費」がかかります。

	項目	目的	費用		ご負担いただく時期
保険期間中 にかかる費用	契約初期費用	ご契約の締結などにかかる費用です。	一時払保険料に対して 5%		特別勘定への繰入時に、一時払保険料から控除します。
	保険契約関連費用	ご契約の維持・管理および死亡保険金を最低保証するための費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.6%		毎日、左記の年率の1/365を特別勘定の資産から控除します。
	資産運用関連費用	特別勘定の運用にかかる費用で、特別勘定において主な投資対象とする投資信託の信託報酬などが含まれます。	ご契約年齢:0歳から70歳 グローバルバランス型 (D001H)	ご契約年齢:71歳から80歳 グローバルバランス型 (D002H)	信託報酬として毎日、左記の年率の日割額を信託財産から控除します。
特約による年金のお支払いを行う場合にかかる費用	年金管理費	年金支払いの管理にかかる費用です。	支払年金額に対して 1%		遺族年金支払特約、年金支払移行特約による年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。

※ 資産運用関連費用(信託報酬率)は、収益期待資産(株式・債券部分)とリスク回避資産(短期金融資産部分)の配分比率の変動などにより増減します。記載の数値は、収益期待資産の配分比率を100%として、収益期待資産の組入比率で主な投資対象とする各投資信託に投資した場合のもので、リスク回避資産の配分比率を100%とした場合は、年率0.063%(税抜き0.06%)となります。

※ 資産運用関連費用として、信託報酬のほかに、監査報酬、信託事務の諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。

※ ご契約年齢が0歳から70歳までとなるご契約の特別勘定はグローバルバランス型(D001H)、ご契約年齢が71歳から80歳までとなるご契約の特別勘定はグローバルバランス型(D002H)となります。ご契約年齢に応じて特別勘定が異なるため、それに伴って資産運用関連費用(信託報酬率)も異なることとなります。

※ 資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更されることがあります。

※ 年金管理費は、将来変更されることがあります。

その他ご留意いただきたい事項について

- ご契約の解約・一部解約をされた場合の解約返戻金(年金支払移行特約を付加した場合に原資とされる金額)には、基本保険金額、ステップアップ保証額の最低保証はありません。

このプレスリリースは、「アリアンツ投資型終身保険」の概要をご説明するものです。この商品のご検討・お申込みに際しましては、「商品パンフレット」、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などをご覧ください。